

# 中野区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

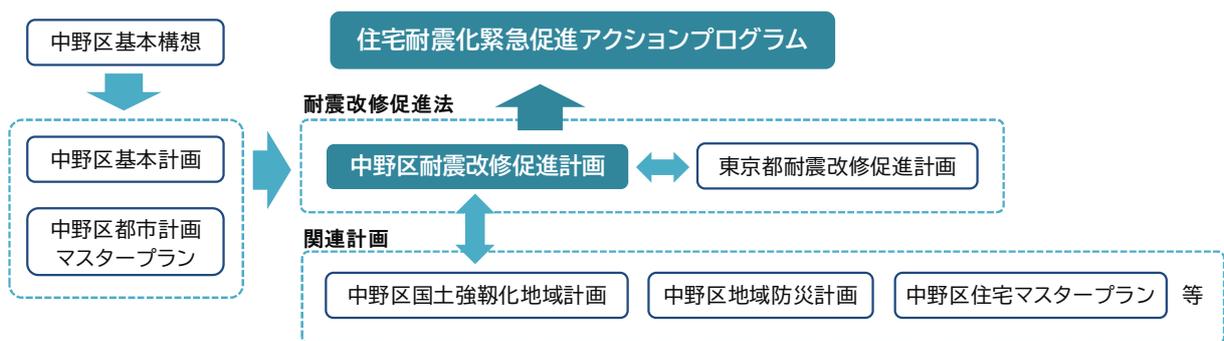
## 1. 目的

東京都は令和3年度から住宅の耐震化を促進するため、整備地域内及び整備区域外の耐震診断並びに耐震改修等の耐震対策を重点的に実施するため、助成事業に対する要綱の改定等を行った。

今後、助成制度の拡充にあたっては、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）の策定・進達が要件となることから区として新たな耐震化の取組を促進することを目的にアクションプログラムを策定する。

## 2. 位置付け

中野区耐震改修促進計画第4章2「相談体制の整備と情報提供の充実」に基づき策定する。



## 3. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築されたすべての住宅とする。

## 4. 計画期間

2022年度から2026年度までの5か年とする。

ただし、社会経済状況の変化や関連事業及びアクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しを行う。

## 5. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、中野区全域とする。

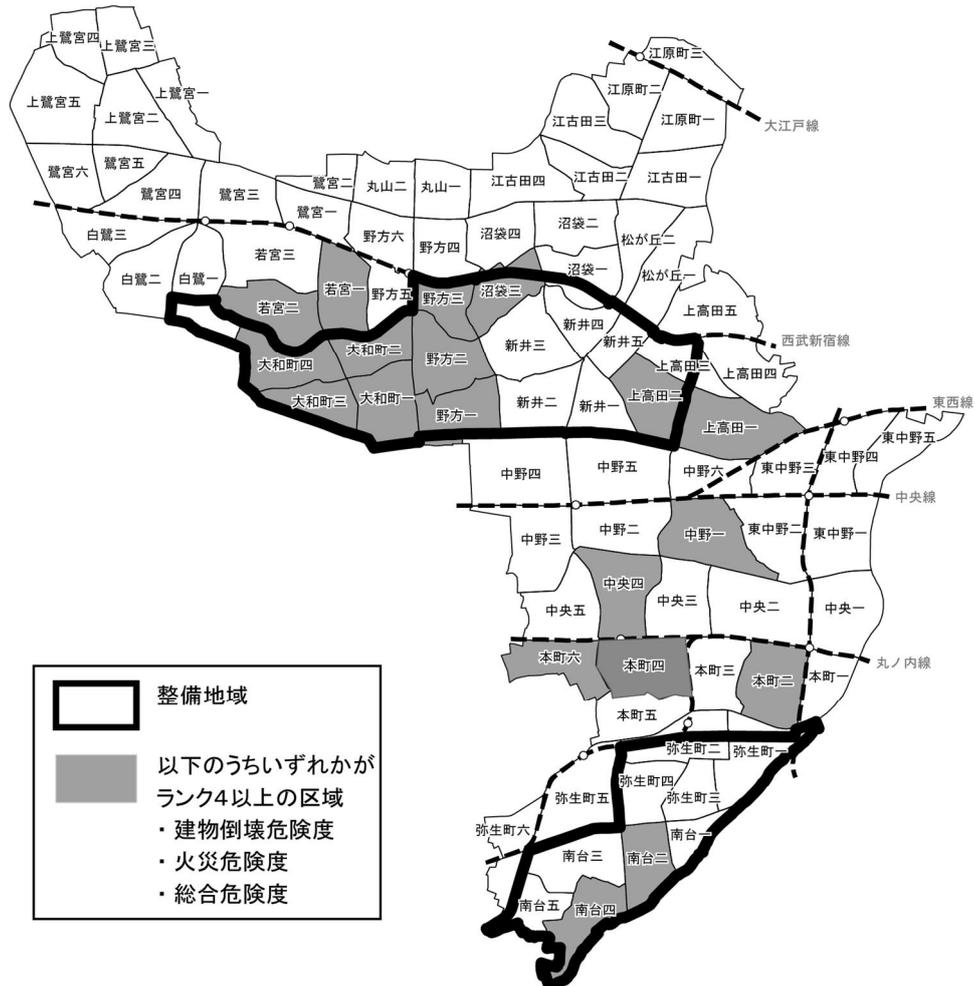
このうち、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域（緊急耐震重点区域等）は、次の地域とする。

(1) 東京都震災対策条例に位置付けている整備地域

地 域	
南 台	一、二、三、四丁目の全域、五丁目の一部
弥生町	一丁目の一部、二丁目の一部、三、四丁目の全域
上高田	二丁目の全域、三、四、五丁目の一部
新 井	一、二、三、四、五丁目の全域
沼 袋	一丁目の一部、三丁目の一部
野 方	一丁目の一部、二、三丁目の全域
大和町	一、二、三、四丁目の全域
白 鷺	一丁目の一部

(2) 東京都震災対策条例に基づく地域危険度において、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度のいずれかがランク4以上の区域

建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度のいずれかがランク4以上の区域			
南 台	二、四丁目の全域	沼 袋	三丁目の全域
本 町	二、四、六丁目の全域	野 方	一、二、三丁目の全域
中 央	四丁目の全域	大和町	一、二、三、四丁目の全域
中 野	一丁目の全域	若 宮	一、二丁目の全域
上高田	一、二丁目の全域		



### (3) 防火地域及び新防火地域に指定されている区域

### (4) 地震発生時に通行障害を防ぐべき道路沿道



## 6. 取組内容

### (1) これまでの普及啓発活動

- ①中野区耐震改修促進協議会との連携による耐震フォーラムの開催(年1回)
- ②耐震診断及び建替え等助成事業などのチラシ20万7千部配布(年1回)

### (2) 相談体制の確立

- ①重点整備地域内でのまちづくり部門による建替え相談の実施
- ②耐震診断士及び耐震改修事業者の斡旋並びに育成と周知の徹底
- ③中野区耐震改修促進協議会の加盟団体による耐震相談への支援

### (3) 戸別訪問等の実施

中野区内に存する住宅の所有者等に対して、耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、区内全戸に対して耐震対策事業に関する区報臨時号により周知するとともに、ホームページに掲載するなど、多様な広報活動を実施します。また、耐震診断を実施した所有者等に対してはダイレクトメール等により啓発を図ります。

## 7. 住宅耐震化に係る支援目標

- ①不燃化の促進を図る地域については、除却又は建替えを推進する。

②木造住宅に関しては、無料にて耐震診断士を派遣するとともに、耐震改修等の助成制度を活用し、耐震化を図る。また、非木造住宅に関しては、耐震診断及び耐震改修等の助成制度を活用し、住宅の耐震化を図る。

## 8. 取組実績の公表

毎年度末に、戸別訪問、耐震診断及び耐震改修等の助成制度に係る実績は中野区都市基盤部建築課のホームページ等により公表するものとする。